2－2　遵守事項

⑴　2－1に規定する表示事項の表示は、その貨物自動車に関するカタログに記載して行うこと。この場合、2－1トに掲げる事項は、アンダーラインを引き、活字を大きくし、文字の色を変える等特に目立つ方法を用いてキロメートル毎リットル単位で小数点以下1桁（ただし、トラック等又はトラクタの場合は小数点以下2桁）まで表示するとともに、気象、運転方法、道路における交通の混雑の状態等に応じて異なる旨を付記すること。

⑵　トラック等又はトラクタにあっては、エネルギー消費効率の算定に当たり用いた車型並びに空車時車両重量、最大積載量、全高、全幅、終減速機ギア比及びタイヤ動的負荷半径の仕様を、2－1トに掲げる事項の注釈として、⑴のカタログに付記すること。

⑶　展示に供する貨物自動車には、2－1イ及びトに掲げる事項を見やすい場所に明瞭に表示すること。この場合、2－1トに掲げる事項は、キロメートル毎リットル単位で小数点以下1桁（ただし、トラック等又はトラクタの場合は小数点以下2桁）まで表示し、燃料としてプレミアムガソリンを使用するガソリン貨物自動車にあっては、その旨を付記すること。

⑷　⑴及び⑶において表示する2－1トに掲げる事項は、次の表の左欄に掲げる自動車の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる燃費値とする。

自　動　車　の　種　類	燃　費　値
1　ガソリン貨物自動車又はディーゼル貨物自動車	ＪＣ08モード燃費値
2　トラック等又はトラクタ	重量車モード燃費値

別添1

10・15モード燃費値を算定していないガソリン貨物自動車のエネルギー消費効率の算出に係る換算式は、以下のとおりとする。

$$Fe_{10\cdot15}=A\times(1+B\times\Delta IW/IW_0)^{-1}\times Fe_{JC08}$$

$Fe_{10\cdot15}$　：換算後の10・15モード燃費値　km／l

Fe_{JC08}　：ＪＣ08モード燃費実測値　km／l

IW_0　：道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）別添42に規定するＪＣ08モード試験法における等価慣性重量　kg

ΔIW　：道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成18年国土交通省告示第1268号）による改正前の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示別添42に規定する10・15モード試験法における等価慣性重量からIW_0を引いた値　kg

A及びB：以下の表に定める定数

自　動　車　の　種　別		変速装置の方式	定数A	定数B
ガソリン貨物自動車	道路運送車両法施行規則第2条に規定する軽自動車であって貨物の運送の用に供するもの	手動式	1.049	0.241
		手動式以外のもの		0.352
	道路運送車両法施行規則第2条に規定する普通自動車又は同条に規定する小型自動車であって貨物の運送の用に供するもの	手動式	1.049	0.234
		手動式以外のもの		0.288
ディーゼル貨物自動車		手動式	1.014	0.239
		手動式以外のもの		0.279

別添2

電気自動車等のエネルギー消費効率の算出に係る換算式は、以下のとおりとする。

$$Fe_{EV}=9{,}140/EC$$

$$Fe_{PHEV}=1/(UF(R_{CD})\times(1/Fe_{CD}+1/(9.14\times R_{CD}/E_1))+(1-UF(R_{CD}))/Fe_{CS})$$

$$UF(R_{CD})=1-\exp(29.1\times(R_{CD}/400)^6-98.9\times(R_{CD}/400)^5+134\times(R_{CD}/400)^4-89.5\times(R_{CD}/400)^3+32.5\times(R_{CD}/400)^2-11.8\times(R_{CD}/400))$$

Fe_{EV}　：換算後の電気自動車のＪＣ08モード燃費値　km／l

EC　：細目告示別添42別紙6の別表に掲げるＪＣ08モードにより走行する際の交流電力量消費率であって、道路運送車両法第75条第1項の指定（以下「型式指定」という。）に当たり国土交通大臣が算定したもの　Wh／km

Fe_{PHEV}　：換算後の電気式プラグインハイブリッド自動車のＪＣ08モード燃費値　km／l

Fe_{CS}　：外部充電による電力を用いないで走行する際の燃料1リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの　km／l

Fe_{CD}　：外部充電による電力を用いて走行する際の燃料1リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの　km／l

R_{CD}　：外部充電による電力を用いて走行することができる最大の距離をキロメートルで表した数値であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの（以下「プラグインレンジ」という。）　km

E_1　：一充電消費電力量（プラグインレンジを走行するために必要な外部充電による電力量をいう。）であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの　kWh／回

$UF(R_{CD})$　：プラグインレンジに応じて算出される係数

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示中2の改正規定は、施行日以降に道路運送車両法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車（同日前に指定の申請を行った自動車を除く。）に関しては、当該指定の日から、その他の自動車に関しては、平成28年1月1日から適用する。

○国土交通省告示第八百五十四号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第二条の規定に基づき、国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車を指定する件（平成十三年国土交通省告示第千六百六十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年七月十日　　国土交通大臣　太田　昭宏

第四号の次に次の一号を加える。

五　歩道等移動専用自動車

附　則

この告示は、公布の日から施行する。